

海老名市公共基準点等管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき市が管理する公共基準点並びに、国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき市が管理する地籍図根点、細部図根点及び都市部官民境界基本調査基準点（以下「公共基準点等」という。）の使用、保全及び復旧に関して必要な事項を定め、その管理保全に万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共基準点等 公共基準点（海老名市公共測量作業規程（国国地第827号による承認）に規定する1級基準点、2級基準点、2級基準点節点、3級基準点及び3級基準点節点（相当精度の街区基準点及び街区多角点節点を含む）をいう。）、地籍図根点（地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）に規定する地籍図根三角点及び地籍図根多角点）をいう。）、細部図根点（地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）に規定する細部図根点をいう。）及び都市部官民境界基本調査基準点（都市部官民境界基本調査作業規程準則（平成2年総理府令第42号）に規定する都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点及び都市部官民境界基本細部点をいう。）をいう。
- (2) 保全 公共基準点等の精度を維持するため行う作業をいう。
- (3) 公共基準点等近傍工事 掘削底面端から4.5度の範囲に公共基準点等の構造物が入る掘削工事、公共基準点等から杭、車両及び重機までの距離が5.0メートル以内となる杭打ち及び杭抜き工事、公共基準点等から半径1.0メートル以内に入る舗装工事及びその他公共基準点等の効用に支障を来すと市長が認める工事をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、測量法、国土調査法及び海老名市公共測量作業規程の例による。

(管理の主体)

第3条 公共基準点等の管理は、道路管理主管課が行うものとする。

(公共基準点等の使用)

第4条 公共基準点等の管理者以外の者（以下「管理者以外の者」という。）が公共基準点等を使用する場合は、使用する日の2週間前までに公共基準点等使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、公共基準点等使用承認書（第2号様式）を交付するものとする。

3 前項の規定により管理者以外の者は、公共基準点等使用承認書又はその写しを常時携帯し、公共基準点等が設置されている土地若しくは建物の所有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）又は市職員から請求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 第2項の規定により管理者以外の者は、公共基準点等使用報告書（第3号様式）により使用結果を市長に報告するものとする。

(保全)

第5条 管理者以外の者が公共基準点等近傍工事を施工する場合は、施工する日の2週間前までに次に掲げる書類を添付した公共基準点等保全承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点等の保全に必要な措置を講じるものとする。ただし、第6条の規定により公共基準点等を復旧する場合は、当該申請書の提出を省略することができる。

(1) 案内図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの）

(2) 写真（公共基準点等及び周辺が確認できるもの）

(3) 海老名市公共基準点等の保全・復旧及び新設作業マニュアルに記載す

る資料

(4) その他市長が定めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、公共基準点等保全承認書（第5号様式）を交付するものとする。

3 管理者以外の者は、公共基準点等近傍工事が完了したときは、次に掲げる書類を添付した公共基準点等保全完了届（第6号様式）を市長に提出し、検査を受けるものとする。

(1) 海老名市公共基準点等の保全・復旧及び新設作業マニュアルに記載する成果

(2) その他市長が定める書類

4 管理者以外の者は、公共基準点等近傍工事により、公共基準点等の効用に支障をきたした場合、第6条第1項の規定により公共基準点等を復旧するものとする。

(復旧)

第6条 管理者以外の者が公共基準点等を復旧する場合は、復旧する日の2週間前までに、次に掲げる書類を添付した公共基準点等復旧承認申請書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(1) 案内図

(2) 写真（公共基準点等及び周辺が確認できるもの）

(3) 海老名市公共基準点等の保全・復旧及び新設作業マニュアルに記載する資料

(4) その他市長が定めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、公共基準点等復旧承認書（第8号様式）を交付するものとする。

3 公共基準点等を復旧する場合は、海老名市公共測量作業規程に基づく測量

成果の検定を受けるものとする。

4 管理者以外の者は、公共基準点等の復旧が完了したときは、次に掲げる書類を添付した公共基準点等復旧完了届（第9号様式）を市長に提出し、検査を受けるものとする。

(1) 海老名市公共基準点等の保全・復旧及び新設作業マニュアルに記載する成果

(2) その他市長が定める書類

5 土地所有者等の都合により、公共基準点等を復旧する必要がある場合は、公共基準点等復旧請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

6 市長は、前項に規定する請求により公共基準点等の復旧の必要があると認める場合は、公共基準点等の復旧を行うものとする。

(機能回復)

第7条 管理者以外の者が公共基準点等を滅失、き損等の理由により、公共基準点等の効用に支障を来した場合は、その効用の回復のために、前条の規定により公共基準点等を復旧するものとする。

(機能回復の施工者)

第8条 前条の規定による公共基準点等の機能回復は、公共基準点等の効用に支障を来した者（以下「原因者」という。）が行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は市が機能の回復を行うものとする。

(1) 土地所有者等による公共基準点等の復旧請求があった場合

(2) その他市長が定める場合

(費用負担)

第9条 機能回復に要する費用（既設の公共基準点等の取壊し費用を含む）及び公共基準点等の測量作業に要する費用の負担は、前条に定める原因者が全額負担するものとする。ただし、前条の規定により市が機能回復する場合は、市が全額負担するものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱により難い場合又はこの要綱に定めのない事項についての
取り扱いは、市長が定めることとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。